

第5回 やくの高原活性化検討会

日 時 令和7年3月26日（水）
場 所 夜久野ふれあいプラザ研修室

- 1 開会
- 2 これまでの検討会での議論の確認
 - (1) 第4回検討会の振り返り
 - (2) 検討会報告会の報告
- 3 活用方針案の最終確認

…… 休憩 ……
- 4 報告書確認
- 5 報告書提出
- 6 その他
- 7 閉会

やくの高原活性化検討会 委員名簿

委員

氏名	所属	備考
日和 英之	上夜久野自治会長会代表	
足立 静雄	中夜久野自治会長会代表	
上田 博康	下夜久野自治会長会代表	
小田垣 裕一	夜久野みらいまちづくり協議会	
衣川 伸二	夜久野みらいまちづくり協議会	
衣川 裕次	夜久野みらいまちづくり協議会	
木村 昭興	福知山公立大学 教授	
足立 聖忠	福知山観光協会 副会長	
坪倉 康孝	森の京都DMO 地域開発部長兼ゼネラルプロデューサー	
村尾 俊道	WILLER TRAINS株式会社 沿線交通デザインプロジェクトチーム 〔元京都府交通基盤整備推進監 NPO法人持続可能なまちと交通をめざす再生塾 理事長〕	
泉 真吾	京都銀行 公務・地域連携部 観光・地域活性化室長	
居合 真志	市民公募委員	
稲垣 江利子	市民公募委員	
衣川 泰広	市民公募委員	
松崎 沙弥加	市民公募委員	

オブザーバー

氏名	所属	備考
大西 民男	国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長	

福知山市

氏名	所属	備考
山本 美幸	福知山市地域振興部長	
森田 哲也	福知山市地域振興部理事	
西野 肇	福知山市市長公室地域振興政策監	
中島 美香	福知山市地域振興部夜久野支所長	
井上 智行	福知山市地域振興部夜久野支所地域振興係長	

やくの高原活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 夜久野高原全体の再構築に向けて、地域住民等をメンバーとして活用方針を検討するため、やくの高原活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討するものとする。

- (1) 対象施設の活用ニーズの把握、活用アイデアの提案、助言等に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員及びオブザーバー若干名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 外部有識者
 - (2) 市民公募委員
 - (3) まちづくり、観光関係者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (オブザーバー)

第5条 オブザーバーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する検討を終了する日までとする。

(委員長等の職務)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部夜久野支所において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する検討を終了した日限り、その効力を失う。